

新潟市万代島多目的広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市万代島多目的広場条例(平成30年新潟市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専用利用の許可の手続)

第2条 条例第7条前段の許可を受けようとするものは、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

(専用利用の変更の許可の手続)

第3条 条例第7条後段の許可を受けようとするものは、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

(専用利用の取止めの申出の方法)

第4条 条例第9条の規定による申出は、指定管理者が定めるところにより行うものとする。

(附属設備の利用料金)

第5条 条例別表備考7に規定する実費等を勘案して市長が別に定める屋内広場等の附属設備に係る利用料金の上限額は、別表に定めるとおりとする。

(届出)

第6条 許可利用者及び多目的広場を利用する者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- (1) 屋内広場等の専用利用を終了した場合
- (2) 多目的広場の施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合
- (3) 多目的広場において災害その他の事故が発生した場合

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第16条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれに準ずるもの
 - (2) 役員名簿
 - (3) 経営状況に関する書類
 - (4) 納税を証する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 前号及び次号に規定する規定以外の規定 平成30年3月10日
- (3) 第2条から第11条までの規定(屋外広場に係る部分に限る。) 平成30年6月1日

(準備行為)

2 条例附則第2項に規定する屋内広場の専用利用の許可、取止めの申出及び許可の取消し並びに使用料の徴収、納付期日の決定、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為並びに条例附則第3項に規定する屋外広場の専用利用の許可、取止めの申出及び許可の取消し並びに使用料の徴収、納付期日の決定、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行(前項第2号の規定による施行をいう。)前においても、この規則の規定の例により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 新潟市万代島多目的広場条例の一部を改正する条例(令和2年新潟市条例第 号。以下「一部改正条例」という。)附則第2項の指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この規則の施行の日(以下「施行

日」という。)前においても、改正後の新潟市万代島多目的広場条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定の例により行うものとする。

3 一部改正条例附則第3項に規定する利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、新規則の規定の例により行うものとする。
(経過措置)

4 施行日前に改正前の新潟市万代島多目的広場条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 新規則別表の規定は、施行日以後の利用に係る附属設備の利用料金の上限額について適用し、施行日前の利用に係る附属設備の使用料の額については、なお従前の例による。

別表(第7条関係)

区分	種類	単位	利用回数	利用料金の上限額(円)
舞台設備	ポータブルステージ	1台	1回につき	500
	折畳みテーブル	1台	1回につき	100
	折畳み椅子	1脚	1回につき	50
音響設備	移動用拡声装置	1式	1回につき	2,200
	移動用スピーカー	1組	1回につき	2,300
	マイクロフォン	1本	1回につき	800
	ワイヤレスマイクロフォン	1本	1回につき	1,500
	マイクスタンド	1本	1回につき	350

備考 上表中「1回」とは、同一の許可利用者が利用する時間で翌日にわたらない時間をいう。

別記様式(第7条関係)(略)